

<文化財保護法第93条の届出の留意点について>

- ①周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の届出について（依頼）を **1部**
- ② (2)法 93 条第 1 項の届出様式 2（民間の土木工事等のための発掘に関する届出）を **2部**
- ③ (2)法 93 条第 1 項の届出様式 3（別記）を **2部**
- ④土木工事等をしようとする，土地及びその付近の地図（住宅地図など）を **2部**
- ⑤当該土木工事等の概要を示す書類及び図面を **2部**



- 個人住宅，集合住宅，工場，店舗などの建築の場合
 - ⇒平面図・配置図・基礎断面図・矩計図など敷地内のどこをどのように掘削するのかが分かるような図面・資料を添付する。
 - ※住宅部分だけでなく，浄化槽などの掘削についても図面・資料を添付する。
 - ※柱状改良，鋼管杭，表層改良などの地盤改良工事についても，どこに何本杭を入れるのか，どこをどれだけの深さ掘削するのかが分かるような図面・資料を添付する。
- 宅地造成（切土・盛土造成，道路建設，浸透枡設置など）の場合
 - ⇒平面図や断面図など敷地内のどこをどのように掘削（盛土）するのかが分かるような図面・資料を添付する。
- 既存建物の解体の場合
 - ⇒既存建物の平面図・立面図を添付する。無い場合は建物や外構，伐採・抜根する樹木などの現況が分かる写真を添付する。

①，②，③の書類については，宇都宮市のホームページ内の「埋蔵文化財 事業者向けページ」(<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/citypromotion/rekishi/bunkazai/1021887.html>) からダウンロード（Word 形式）できます。

以上の書類を，着手予定日の **60日前** までに宇都宮市役所 12 階 文化課 文化財保護グループに届け出てください。

届出書類などについてご質問などは…

宇都宮市教育委員会事務局文化課文化財保護グループへ。（宇都宮市役所 12 階）

〒320-8540 宇都宮市旭 1-1-5

TEL 028-632-2764 FAX 028-632-2765